

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「原発性肺がん」の症状確認日について、労働基準監督署長（「監督署長」という。）の判断に誤りがあるとして、原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和○年から昭和○年までの間、トンネル掘削工事に従事していたが、平成○年○月○日付けで、じん肺管理区分「管理3」の決定を受けた。

請求人は、平成○年○月○日（A日）に、じん肺健康管理手帳に基づく健康診断において胸部らせんCT検査及び喀痰細胞検査を受けたところ、右上葉塊状影の増大が確認されたため、同年○月○日（B日）に胸部らせんCT検査による精密検査を受けたところ肺がんの疑いが指摘された。そのため、さらに、翌年○月○日（C日）に超音波内視鏡下穿刺吸引生検を受けたところ「原発性肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、当該診断結果に基づき、平成○年○月○日（A日）から平成○年○月○日（D日）までの145日間の休業補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、請求期間が症状確認日以前の期間であること理由に、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

監督署長は、超音波内視鏡下穿刺吸引生検を実施したC日を症状確認日としているが、B日に実施した胸部らせんCT検査において肺がんの疑いが指摘されていたため、同日を症状確認日とすべきである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 本件疾病は、じん肺管理区分「管理3」と決定された者に係るじん肺に合併した労働基準法施行規則別表第1の2第5号に掲げる業務上の疾病と認められる。
- (2) しかしながら、専門医Aの意見より、本件疾病の症状確認日はC日と認められるところ、請求があった休業補償給付の期間（A日からD日）のすべてが症状確認日以前の期間であるため、不支給となるものである。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日付けで、じん肺管理区分「管理3」の決定を受け、じん肺健康管理手帳の交付を受けた。
- (2) 請求人は、A日に、じん肺健康管理手帳に基づく健康診断において、胸部らせんCT検査及び喀痰細胞検査を実施したところ、右上葉塊状影の増大が確認された。
- (3) その後、B日に実施した精密検査において、肺がんの疑いが指摘されたため、C日

に超音波内視鏡穿刺下吸引生検を実施し、本件疾病の確定診断に至ったものである。

- (4) 監督署長は、専門医Aの意見から本件疾病の症状確認日をC日と判断しているが、主治医Bは「A日に実施したじん肺健康管理手帳に基づく健康診断で右上葉塊状影に増大が見られ、徐々に増大していることから悪性の可能性を考えB日の精査実施に至った」旨を意見しており、当該精査の結果を踏まえ、C日の超音波内視鏡下穿刺吸引生検を実施し、本件疾病の診断に至ったものであることから、これらの検査は、本件疾病の診断のために相関連して行われた一連の検査と認められ、A日に行った検査が本件疾病の診断の基礎となったものと認められる。
- (5) したがって、じん肺健康管理手帳に基づく健康診断において医師が必要性を認めて行った、A日の胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診検査が、本件疾病の診断の基礎となった最初の検査と認められることから、症状確認日はA日と判断するのが相当である。
- (6) 以上より、監督署長が請求人に対して行った、請求期間が症状確認日以前の期間であること理由に休業補償給付を支給しないとした処分は、取り消されなければならない。